

山梨県とJAグループ山梨との 農業振興と地域のくらし支援に関する包括連携協定書

(趣旨)

第1条 山梨県(以下「甲」という。)とJAグループ山梨(別紙構成団体のとおり。代表して山梨県農業協同組合中央会(以下「乙」という。))とする。)は、様々な地域資源を積極的に活用した「やまなし創生」に連携・協力して取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第2条 この協定は、甲と乙とが相互に連携・協力を努め、本県農業の振興はもとより、それぞれの特徴・環境を持つ、多様な地域のくらしを支援することにより、活力あふれる新たな地域社会をつくり上げていくことを目的とする。

(連携事項)

第3条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して実施するものとする。

- (1) 次世代に向けた農業の基盤の構築等により、地域に根ざした新しい雇用を創生すること。
- (2) 未来を拓く子どもの育成支援等、明日の山梨を担う人材を創生すること。
- (3) 来訪者を拡大する魅力あるやまなし農業の振興等、人の流れをつくり地域経済を創生すること。
- (4) 生み・育むことに優しい環境を創生すること。
- (5) 将来にわたり活力あふれる地域を創生すること。
- (6) その他、山梨県の地域創生に必要な事項の支援に関すること。

2 前項に定める事項を迅速かつ効果的に実施するため、甲と乙とは必要に応じて協議を行うものとする。

(協定の継続及び見直し等)

第4条 本協定は、甲又は乙のいずれかから打ち切りを申し出るまで継続するものとし、甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、年度間の引き継ぎの徹底等の持続性維持に配慮するものとする。

2 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

(疑義の協議)

第 5 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(市町村の協定締結支援)

第 6 条 甲は、本協定の締結内容を県下市町村に周知し、市町村と J A グループ山梨の構成団体である各農業協同組合との同様な協定の円滑な締結を支援するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 2 9 年 6 月 9 日

甲 甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

山 梨 県 知 事

(署名) 後藤 斎

乙 甲府市飯田一丁目 1 番 2 0 号

山梨県農業協同組合中央会
会 長

(署名) 關本得郎

別紙構成団体

北 富 士 農 業 協 同 組 合
鳴 沢 村 農 業 協 同 組 合
ク レ イ ン 農 業 協 同 組 合
フ ル ー ツ 山 梨 農 業 協 同 組 合
笛 吹 農 業 協 同 組 合
西 八 代 郡 農 業 協 同 組 合
ふ じ か わ 農 業 協 同 組 合
巨 摩 野 農 業 協 同 組 合
中 巨 摩 東 部 農 業 協 同 組 合
甲 府 市 農 業 協 同 組 合
梨 北 農 業 協 同 組 合
山 梨 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会
山 梨 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会
全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 山 梨 県 本 部
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会 山 梨 県 本 部
山 梨 県 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会
山 梨 県 農 業 信 用 基 金 協 会
農 林 中 央 金 庫